

平成26年4月策定
(令和8年5月改定)



洪水危険河川の監視計画

監視河川（11河川、17観測所）

北上川（狐禅寺、諏訪前、七日町）

磐井川（五串、釣山）

吸川（内水）

砂鉄川（川内、十二木橋、妻神）

曾慶川（摺沢）

猿沢川（西本町）

千厩川（神ノ田、矢作）

金流川（老松橋）

黄海川（二日町）

夏川（大田沼）

大川（折壁）

市内の河川のうち、洪水の危険性のある河川の監視体制を強化し、より迅速に災害対策にあたるため、全体編、各地域編の2編に分けて編集したものです。

全体編では、水位に応じた職員や市民の行動計画を定めており、各地域編では、より具体的な行動計画を定めています。

目次

I 全体編

- 1 各河川の職員等行動水位基準表
- 2 避難情報の発令基準と伝達方法
- 3 避難情報による居住者等がとるべき行動等

別表1

「避難情報に関するガイドライン」及び「緊急速報メール配信の手引き」を踏まえた広報文例

II 各地域編

- 1 一関地域
- 2 花泉地域
- 3 大東地域
- 4 千厩地域
- 5 東山地域
- 6 室根地域
- 7 川崎地域
- 8 藤沢地域

1 各河川の職員等行動水位基準表

(1) 雨量による基準

雨量条件	職員の行動	市民等に求める行動	職員の連絡体制
時間雨量が概ね30ミリ以上の雨が降り続く見込みのとき (3時間雨量で70ミリを超えると災害発生率が高い)	【実施】 ○消防本部防災課から、支部地域振興班へ全河川を監視するよう指示する。 ○広報班は、広報準備を行う。(防災行政無線、FMあすも、広報車、ホームページ等) ○水門操作員、水門管理者、関係機関に人員配置準備の連絡をする。 ○休日の場合は、警戒本部と同様の人員を動員する。 ○内水被害、越水の可能性がある箇所に土嚢積み等の準備をする。 ○土砂災害警戒区域等の警戒・パトロールの準備をする。	・情報収集 ・避難の準備	防災課員、市長公室危機管理監、広聴広報課長、道路建設課長、治水河川課長、各支所地域振興課長、建設農林センター各課長 【手段】 ガルーン、メールによる連絡 ※関係機関への連絡は、地域防災計画水防計画編連絡系統図による。

(2) 河川の水位による基準 ※千厩川：市独自に設定した水位の根拠は「千厩川監視計画」を参照

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	市民等に求める行動	職員の連絡体制	職員の行動	
地域	一関	川崎	藤沢	一関	一関	大東	大東	東山	東山	川崎	千厩	川崎	花泉	藤沢	花泉	室根					
観測地点	北上川 (狐禅寺)	北上川 (諏訪前)	北上川 (七日町)	磐井川 (五串)	磐井川 (釣山)	吸川 (内水)	砂鉄川 (川内)	曾慶川 (摺沢)	猿沢川 (西本町)	砂鉄川 (十二木橋)	砂鉄川 (妻神)	千厩川 (神ノ田)	千厩川 (矢作)	金流川 (老松橋)	黄海川 (二日町)	夏川 (大田沼)	大川 (折壁)			庁内の連絡体制(対象職員の範囲と連絡手段) ※関係機関への連絡は、地域防災計画水防計画編連絡系統図による。	下記の水位区分に達した場合の職員の行動内容は次のとおり。 【判断】…該当する水位区分に達した場合に実施の検討や判断を行うもの。 【実施】…該当する水位区分に達した場合に直ちに実施するもの ただし、極めて局地的な豪雨の場合は、水位区分に定める水位より低い水位であっても早期の対応に着手する
堤防高	19.8	15.7	15.1	16.4	8.5	5.7	2.5	3.2	4.3	7.8	11.5	6.15	8.3	6.0	4.7	6.2	4.21				
(氾濫発生)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		【市民】 ・直ちに安全確保	【実施】 ・警戒レベル5 緊急安全確保	
④氾濫危険水位	17.1	8.8	9.9	5.5	6.5	-	2.3	2.5	3.4	5.8	8.7	3.6 (4.3)	-	6.0	3.6	6.2	2.8		【市民】 ・危険な場所から全員避難	災害対策本部(支部)員 【判断】 ・警戒レベル4 避難指示	
③避難判断水位	16.8	8.6	7.8	5.0	5.9	3.5	1.9 (1.7)	1.7	2.5	3.7	8.1	2.6 (3.3)	-	5.0	3.0	5.0	2.6			【実施】 ・市職員及び水防隊 ・避難誘導及び避難支援 ・新たに氾濫が及ぶ地域の避難誘導	
(警戒水位)	-	-	-	-	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		【市民】 ・避難の準備 ・危険な場所から高齢者等は避難(河川付近の住民、避難行動要支援者、自主避難者) 【避難支援等関係者】 ・避難行動要支援者の避難支援	災害警戒本部(支部)員 【実施】 ・三関、桜町、関が丘地区へ警戒の呼びかけ ・避難場所の確保	
水位区分																					
②氾濫注意水位	7.0	5.5	5.7	3.5	2.6	2.5	1.7	1.5	1.8	3.0	5.6	2.1 (3.3)	4.5	3.5	2.7	4.0	2.6		【市民】 ・避難に備え、自らの避難行動を確認 ・防災マップ等で、災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の把握手段を再確認	災害警戒本部(支部)員 【実施】 ・広報開始 ・危険箇所等の調査・パトロール ・水門開閉作業の判断と実施 ・土嚢の準備 【水防隊】 ・水防活動又は河川監視活動	
①水防団待機水位(今後、さらに水位上昇が見込まれる場合)																					
①水防団待機水位(今後、さらに水位上昇が見込まれる場合)	5.0	4.0	4.8	1.7	1.8	2.0	1.4	0.8	1.3	2.2	3.8	1.6	3.2	2.6	2.0	3.0	1.5		【市民】 ・防災気象情報など、最新情報に注意	【本庁】 防災課員、市長公室危機管理監、広聴広報課長 【支所】 地域振興課員、各消防署・分署員、建設農林センター長、建設農林センター各課長 【実施】 ・情報収集活動開始 ・水防隊へ情報提供 【水防隊】 ・待機 ・水位情報の収集 ・監視の開始	

(3) 堤防の決壊等による氾濫流の発生及び河岸浸食により家屋倒壊等のおそれがある場合の基準

条件	対象河川	市民等に求める行動	職員の連絡体制	職員の行動
河川巡視等により堤防の決壊及び河岸浸食等の兆候が確認され、氾濫流の発生により家屋倒壊等のおそれがある場合	北上川・磐井川・砂鉄川 (国土交通省管理河川) 砂鉄川・猿沢川・曾慶川・大川・千厩川 (岩手県管理河川)	【市民】 ・避難 ・命を守るための最善の行動	災害対策本部(支部)員	【実施】 ・警戒レベル5 緊急安全確保 ・逃げ遅れた人の救助・避難誘導 【判断】 ・警戒区域の設定 ・立退きの指示 【水防隊】 ・避難誘導等

2 避難情報の発令基準と伝達方法

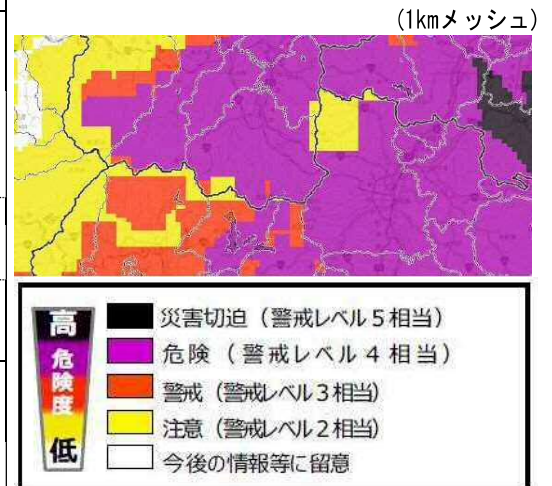
(1) 避難情報の発令基準

以下の基準を具体的な発令基準として、気象予測や巡視等による報告及び必要に応じ岩手県、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所等の助言を含めて総合的に判断する。

※原則として発令前に支部長は、本部長に連絡すること。(緊急を要する場合は事後報告でも可)

区分	大雨・洪水時 (河川の水位による行動基準)	土砂災害(地域防災計画要旨)
警戒レベル5 緊急安全確保	河川が氾濫した場合	①レベル5土砂災害特別警報が発表され、土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(実況でレベル5土砂災害特別警報の基準に到達)のメッシュが出現した場合 ②山鳴りや流木の流出が確認された場合、土砂災害が発生した場合
警戒レベル4 避難指示	①避難判断水位に達すると予想され、または達した場合	①レベル4土砂災害危険警報が発表され、土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(実況又は2時間先までの予想でレベル4土砂災害危険警報の基準に到達)のメッシュが出現し、さらに降雨が継続する見込みの場合
	②上流域が被害を受けており、下流域に危険がある場合	②レベル3土砂災害警報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
	③堤防決壊等のおそれがある場合	③土砂災害の前兆(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が確認された場合
	④その他危険が切迫していると認められる場合	
警戒レベル3 高齢者等避難	①氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ②特別警報を伴うような台風等が夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合	レベル3土砂災害警報が発表され、土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」(3時間先の予想でレベル4土砂災害危険警報の基準に到達)のメッシュが出現し、さらに降雨が継続する見込みの場合
備考	基準水位に達した場合において、雨が止み上流部の水位が下がるなど、今後水位が下がる見込みの場合は「発令しない」と判断することがある	避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等は、居住者に対し、緊急安全確保の措置を指示することがある

【土砂災害の危険度分布の表示例】



(2) 避難情報の伝達方法

区分	住民が取りにいかなくても情報を得られる伝達手段										住民が情報を取りにいく伝達手段		
	あすも自動起動	マスト放送	藤沢告知放送	広報車	区長への連絡	民生委員への連絡	緊急速報メール	アラート	いちのせきメール	要配慮者利用施設への連絡	あすも割込放送	市ホームページ等	各種SNS
警戒レベル5 緊急安全確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒レベル4 避難指示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒レベル3 高齢者等避難	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(実施部署)	防災課 広聴広報課	消防課 各支部	藤沢支部	広聴広報課 各支部	まちづくり推進課 各支部	長寿社会課 各支部	防災課	防災課	消防課	関係各課 各支部	広聴広報課	広聴広報課	広聴広報課

※広報車、行政区長等への連絡、民生委員への連絡については、市内全域または支部全域を対象とした発令の場合は行わない。

※「避難情報に関するガイドライン」及び「緊急速報メール配信の手引き」を踏まえた広報文例は別表1を参照
各地域編における広報文は、別表1を基に作成すること。

3 避難情報による居住者等がとるべき行動等

※「居住者等」とは「市民だけ」ではなく、地域にいるすべての「居住者、滞在者その他の者」を指す。

避難情報	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（避難情報に関するガイドライン 3.避難情報と防災気象情報 3.2避難情報等と居住者等がとるべき行動(警戒レベルの詳細) 表2 警戒レベルの一覧表から抜粋)

「危険な場所から全員避難」の解釈

警戒レベル3及び警戒レベル4の「居住者等がとるべき行動」の表記については、可能な限り「危険な場所から」という表現を付すものとする。これは、単に「全員避難」では、必ずしも指定緊急避難場所等に立退き避難する必要がない居住者等までそのような行動をとってしまうおそれや、「住民全員避難」という漠然とした呼びかけと受け止められ情報に対する信頼感を損ねるおそれがあるためであり、この表現を付すことで、危険な場所にいる人が避難すべきであることを明確にする。

（避難情報に関するガイドライン 関連情報⑦：「危険な場所から全員避難」の解釈から抜粋）

「避難情報に関するガイドライン」及び「緊急速報メール配信の手引き」を踏まえた広報文例

1 防災行政情報システム、あすも等による音声広報の文例

区分	文例
●市内の複数地区へ同時に避難情報を発令する場合	
大雨・洪水時	<p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 市内の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4【避難指示】を発令しました。 川の近くや低い土地では浸水のおそれがあります。 浸水する場所にいる方は、避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 また、避難する道路がすでに冠水している場合には、無理に通行せず、近くの安全な場所に避難してください。 防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 開放している避難場所など、詳しい情報はFMあすもをお聞きください。</p>
	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 市内の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3【高齢者等避難】を発令しました。 市内では(台風 または 大雨)による災害発生の危険性が高まっており、今後、避難指示発令の可能性が あります。 浸水する場所にいる お年寄りの方や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所 や安全な場所にある親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してくだ さい。 開設している避難所など、詳しい情報はFMあすもをお聞きください。</p>
●各地区へ限定的または段階的に避難情報を発令する場合	
お破 そ堤 れの	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 〇〇流域の〇〇地区に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令しました。 〇〇地区は(堤防が壊れて・堤防を越えて)、氾濫した水の流れにより木造家屋は流されるおそれがあります。 自宅や近くの頑丈な建物で、少しでも高い場所に移動するなどしてください。命の危険が迫っているため、直ちに 身の安全を確保してください。</p>
	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 〇〇流域の〇〇地区に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令しました。 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、既に避難場所等への避難を安全にできない場合があります。 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で 少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなどして ください。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>
大雨・洪水時	<p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 〇〇流域の〇〇地区に警戒レベル4【避難指示】を発令しました。 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 避難場所として〇〇市民センター、〇〇小学校を開放しています。 また、避難する道路がすでに冠水している場合には、無理に通行せず、近くの安全な場所に避難してください。 詳しい情報はFMあすもをお聞きください。</p>
	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 〇〇流域の〇〇地区に警戒レベル3【高齢者等避難】を発令しました。 〇〇地区は洪水による避難指示発令の可能性が あります。 浸水する場所にいる お年寄りの方や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所 や安全な場所にある親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してくだ さい。 避難所として〇〇市民センター、〇〇小学校を開設しています。 詳しい情報はFMあすもをお聞きください。</p>
土砂災害	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>(こちらは、ぼうさいいちのせき広報です。) 緊急放送！緊急放送！ 〇〇地区で土砂災害発生の危険性が高くなったことから、警戒レベル3【高齢者等避難】を発令しました。 〇〇地区のうち、急傾斜地や土石流の危険性がある場所、川の近くや低い土地で浸水のおそれがある場所は、土砂 崩れや増水が起こってから避難は危険が伴うため、早目の避難が必要です。該当する方は避難の準備を始めてく ださい。 避難所として〇〇市民センター、〇〇小学校を開設しています。 詳しい情報はFMあすもをお聞きください。</p>

2 緊急速報メール、いちのせきメール等によるテキスト広報の文例

区分	文例
●市内の複数地区へ同時に避難情報を発令する場合	
大雨・洪水時	<p>警戒レベル4 避難指示を発令</p> <p>危険な場所から全員避難 こちらは一関市です</p> <p>発令時刻：●●月●●日●●時●●分 発令対象区域：以下の流域の浸水の恐れがある区域 ・磐井川(厳美)・吸川・銅谷川・金流川・夏川・砂鉄川・曾慶川・千厩川 ・猿沢川・大川・加妻川・風呂川・御滝川・黄海川 理由：△△川氾濫の恐れ高い 求める行動：今すぐ安全な場所へ避難 安全な親戚、知人宅への避難も検討 ハザードマップで自宅の安全を確認できれば自宅避難も検討</p> <p>開放避難場所：○○○○、○○○○等 詳しくはFMあすもをお聞きください</p>
	<p>警戒レベル3 高齢者等避難を発令</p> <p>危険な場所から高齢者等は避難 こちらは一関市です</p> <p>発令時刻：●●月●●日●●時●●分 発令対象区域：市内全域 理由：△△川氾濫の恐れあり 求める行動：高齢者や障害のある方やその支援者など、避難行動に時間のかかる方は避難 それ以外の方も、必要に応じ避難準備の開始</p> <p>開設避難所：○○○○、○○○○等 詳しくはFMあすもをお聞きください</p>
●各地区へ限定的または段階的に避難情報を発令する場合	
破堤のおそれ	<p>警戒レベル5 緊急安全確保を発令</p> <p>命の危険 直ちに安全確保！ こちらは一関市です</p> <p>発令時刻：●●月●●日●●時●●分 発令対象区域：□□川流域の浸水の恐れがある区域 理由：△△川が○○付近で堤防決壊の恐れ高い 求める行動：立退き避難が危険な場合には自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動 命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保</p>

